愛知県芸術劇場賛助会員規約

（目的）

第１条　公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」といいます。）が運営する愛知県芸術劇場賛助会員（以下「賛助会員」といいます。）の取扱いについて定めます。

（賛助会員）

第２条　賛助会員は、愛知県芸術劇場の活動を支援することで、本県における芸術文化の振興に協力する法人、団体又は個人とします。

（入会条件）

第３条　次の各号に該当する法人、団体又は個人は、賛助会員に入会できません。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
2. 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
4. 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
5. 前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が適当でないと認める業種又は事業者

（入会申込み期間）

第４条　賛助会員への入会は、通年でお申込みできます。ただし、お申込対象年度の前年１０月以降に申し込まれた場合は、特典の一部を受けられないことがあります。

（入会申込み）

第５条　賛助会員に入会を申し込むときは、「愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書」（様式１）を提出してください。第３条の入会条件を確認の上、事業団より「愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書」（様式２）を発行しますので、第８条に定める賛助金を事業団指定の口座にお支払いください。

（賛助会員期間）

第６条　賛助会員の期間は、「愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書」（様式１）に記載される年度(４月１日から３月３１日まで)とします。ただし、賛助会員からの申し出により、お申込対象年度は変更可能な場合が有ります。

（支援メニュー）

第７条　賛助会員の支援の内容は、次の支援メニューから選択するものとします。

（１）芸術文化事業コース

愛知県芸術劇場の主催公演事業（子どものための劇場プログラムコース及び共同主催事業を除く）を対象とし、当該事業の拡充に役立てます。

（２）子どものための劇場プログラムコース

愛知県芸術劇場の主催事業のうち、子どもの鑑賞及び参加が想定されるプログラムを対象とし、当該事業の拡充に役立てます。

（３）その他活動支援コース

その他愛知県芸術劇場の活動支援全般に役立てます。

２　各支援メニューの特典は、別表に定めます。

（賛助金）

第８条　賛助金は1支援メニューあたり１口以上とし、１口は次に掲げる金額を年額とします。この金額には、消費税及び地方消費税を含みます。なお、複数の支援メニューに同時に申し込むこともできます。

（１） 芸術文化事業コース　　　　　　　　　　１０万円

（２） 子どものための劇場プログラムコース　　　５万円

（３） その他活動支援コース　　　 　　　　 　　５千円

（賛助会員の更新）

第９条　賛助会員の更新について、賛助会員期間中の９月末日までに意向を確認します。更新する場合は、「愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書」（様式２）を発行しますので、賛助金をお支払いください。

２　更新の際には、支援メニュー及び口数を変更することができます。

（申込み内容の変更）

第10条　賛助会員は、「愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書」（様式１）に記載した申込情報及び連絡先に変更がある場合は、すみやかに事業団までお申し出ください。

（賛助会員の取り消し）

第11条　次の場合、事業団は賛助会員の申込みを取り消すことができます。

1. 虚偽の内容で申込みをしたと事業団理事長が認める場合
2. 賛助会員が不適切な行為を行ったと事業団理事長が認める場合
3. 第３条の各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人に至ったと事業団理事長が認める場合

（本規約の承諾）

第12条　賛助会員は、入会の際に本規約を承諾したものとします。なお、本規約は変更することがあります。本規約を変更する際には、別途お知らせします。

（雑則）

第13条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は事業団理事長が別に定めます。

附則

この規約は、2021年3月1日から施行します。

附則

この規約は、2022年6月1日から施行します。

附則

この規約は、2024年7月1日から施行します。

（様式１）

２０２５年度愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書

愛知県芸術劇場賛助会員に、下記のとおり申し込みます。

申込日　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支援メニュー | 賛助金額  （１口） | 申込口数 | 金　額  （円） |
| (1) 芸術文化事業コース | １０万円 |  |  |
| (2) 子どものための劇場プログラムコース | ５万円 |  |  |
| (3) その他活動支援コース | ５千円 |  |  |
| 申　込　合　計 | | |  |

◆申込情報（個人の方は、住所・お名前のみご記入ください）

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社・貴団体名 | (ふりがな) |
|  |
| ご　住　所 | 〒　　　　― |
| 代表者様の役職 |  |
| お　名　前  （代表者様） | (ふりがな) |
|  |

◆ご連絡先（個人の方は、電話・ファクス・E-mailアドレスのみご記入ください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ご　所　属 |  | 役　職 |  |
| お　名 前 | (ふりがな) | | |
|  | | |
| 電　　　話 | （　　　　　　）　　　　－ | | |
| フ ァ ク ス | （　　　　　　）　　　　－ | | |
| E-mailアドレス | ＠ | | |

ご記入いただいた個人情報は愛知県芸術劇場（公益財団法人愛知県文化振興事業団）にて厳重に管理し、本事業を運営するために使用し、それ以外に使用しません。発送作業を外部に委託する場合は、守秘義務契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

（様式２）

愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

名古屋市東区東桜1丁目１３番２号

公益財団法人愛知県文化振興事業団

理事長

２０２５年度愛知県芸術劇場賛助会員に係る賛助金として、　年　　月　　日までに、下記金額のお振込みください。

なお、恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

　　 【申込支援メニュー】　　　　(支援メニュー名)　　　 口

　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　円

　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税を含む）

《振込先》

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関及び支店名 | 三菱ＵＦＪ銀行（銀行コード：０００５）  大津町支店　　（支店コード：２３１） |
| 預金種別　・　口座番号 | 普通預金　・　３９２０４９８ |
| フリガナ | ｻﾞｲ）ｱｲﾁｹﾝﾌﾞﾝｶｼﾝｺｳｼﾞｷﾞｮｳﾀﾞﾝ（ｼﾞｷﾞｮｳﾋ） |
| 口座名 | 公益財団法人愛知県文化振興事業団（事業費） |

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特　典　一　覧 | | 芸術文化事業  コース | 子どものための劇場プログラムコース | その他  活動支援  コース |
| 賛　助　金　額 | | １０万円 | ５万円 | ５千円 |
| 社名・芳名掲載 | 年間ラインナップ | ○  (ロゴマーク) | － | － |
| ウェブサイト  (賛助会員のご案内ページ) | ○  (ロゴマーク) | ○  (ロゴマーク) | ○  (文字) |
| 館内マルチビジョン | ○  (ロゴマーク) | ○  (ロゴマーク) | ○  (文字) |
| 各ホールホワイエ  （対象公演時）※1 | ○  (ロゴマーク) | － | － |
| 当日配布物  （パンフレット等）※1 | ○  (ロゴマーク) | ○  (ロゴマーク) | － |
| チケット | ご招待券  （１口に付き２公演４枚）※2 | ○ | ○ | － |
| 先行発売のご案内※1 | ○ | ○ | － |
| 割引販売のご案内※1 | ○ | ○ | － |
| オリジナルグッズ進呈 | | ○ | ○ | － |
| 送付物 | 情報紙ＡＡＣ | ○ | ○ | － |
| 自主事業のご案内 | ○ | ○ | － |

※1　事業により、実施できない場合がございます。

※2　劇場が指定する公演の中からお選びください。